

ニュージーランド債券ファンド2015-02（早期償還条項付）

愛称：キウイ王国2

設定日：2015年2月27日 償還日：2019年12月18日 決算日：原則、1月18日、7月18日

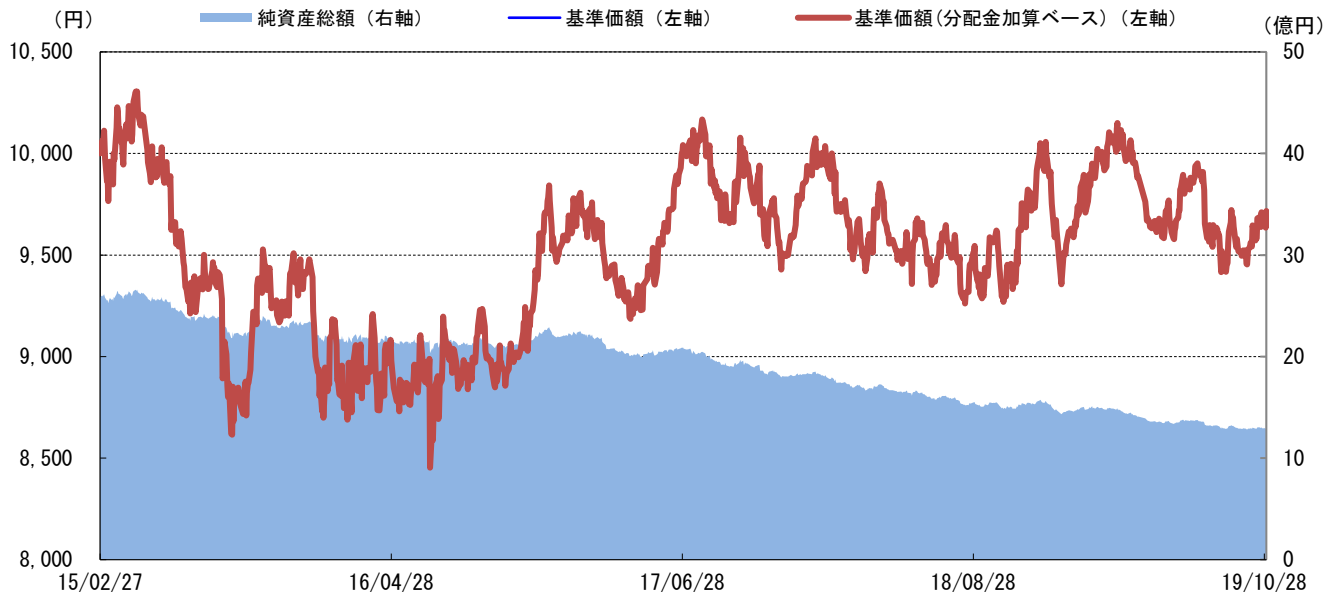
収益分配：決算日毎 純資産総額：12.92億円

基準価額：9,717円 基準価額(分配金加算ベース)：9,717円

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

運用実績

＜基準価額の推移＞



※基準価額は、信託報酬（年率1.364%（税抜1.24%））控除後の値です。

※基準価額（分配金加算ベース）は、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額をさします。

＜基準価額の騰落率＞

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
2.08%	-1.44%	-1.76%	2.05%	8.01%	-2.83%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したのとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

＜分配金実績（税引前）＞

設定来合計	17・7・18	18・1・18	18・7・18	19・1・18	19・7・18
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

＜基準価額騰落の要因分解（月次ベース）＞

前月末基準価額	9,519円		
当月お支払いした分配金	0円		
要因	債券要因	インカムゲイン	26円
		キャピタルゲイン	-108円
	為替要因		292円
	その他		-12円
当月末基準価額	9,717円		

※左記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

■当資料は、日興アセットマネジメントが当ファンドの運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

ポータルフォリオの内容

※「資産構成比」を除く全ての下記データは、マザーファンドの状況です。

<資産構成比>

公社債	97.7%
現金その他	2.3%

※対純資産総額の比率です。

<債券種別構成比率>

種別	比率
国債	6.8%
地方債	47.6%
政府保証債等	39.0%
社債	6.6%
その他	0.0%

※対組入債券評価額の比率です。

<債券格付別構成比率>

格付	比率
AAA	42.2%
AA	57.8%
A	0.0%
BBB以下	0.0%
無格付	0.0%
平均格付	AA+

※対組入債券評価額の比率です。

※平均格付とは、データ基準日現在でマザーファンドが保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、マザーファンドに係る信用格付ではありません。

<利回り等>

直接利回り	3.20%
最終利回り	1.66%
デュレーション	6.1年

※各利回りは、将来得られる期待利回りを示すものではありません。

※直接利回りは、債券の時価に対する1年間に受け取る利息の割合を表したものです。

※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。

<債券国別投資比率>

国名	比率
ニュージーランド	61.3%
ドイツ	18.3%
国際機関	17.1%
オランダ	3.3%
その他	0.0%

※対組入債券評価額の比率です。

<債券組入上位10銘柄> (組入銘柄数: 16銘柄)

	銘柄	種別	クーポン(%)	償還日	比率
1	AUCKLAND COUNCIL	地方債	5.806	2024/3/25	16.1%
2	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	4.5	2027/4/15	12.4%
3	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	政府保証債等	5.375	2024/4/23	10.9%
4	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	3.5	2033/4/14	10.7%
5	AFRICAN DEVELOPMENT BANK	政府保証債等	0.5	2021/9/21	8.9%
6	L-BANK BW FOERDERBANK	政府保証債等	4	2027/4/15	7.2%
7	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	1.5	2029/4/20	5.0%
8	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	2.75	2037/4/15	3.6%
9	INTL FINANCE CORP	政府保証債等	3.75	2027/8/9	3.6%
10	HOUSING NEW ZEALAND LTD	政府保証債等	3.42	2028/10/18	3.5%

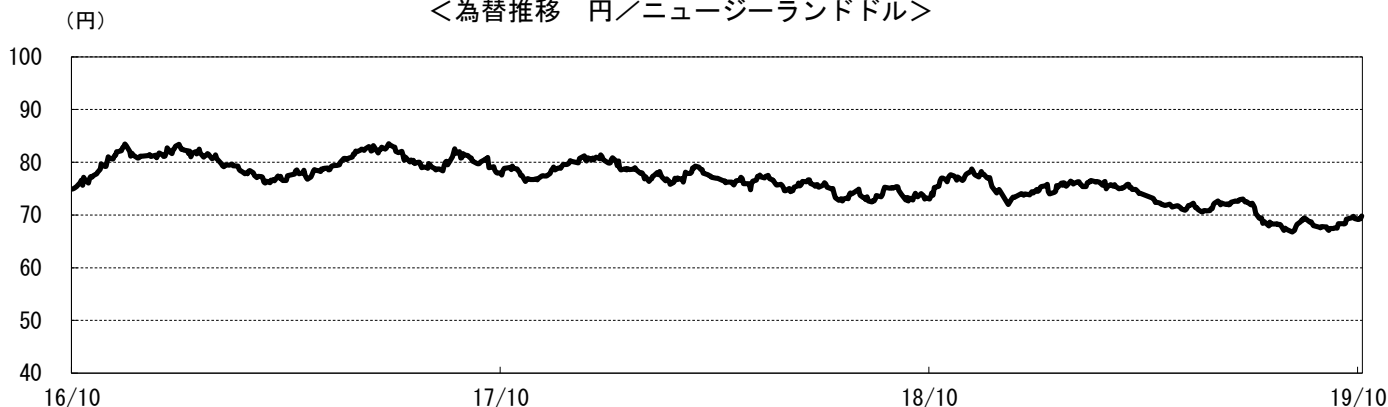
※対純資産総額の比率です。

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。

※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

ご参考

<為替推移 円/ニュージーランドドル>



※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成。

投資信託は、**値動きのある資産**（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、**基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。**

■当資料は、日興アセットマネジメントが当ファンドの運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

ニュージーランドの債券利回りは、低調な米国経済指標の発表を受けて世界経済の先行きが懸念されたことなどから、利回りが低下（債券価格は上昇）する局面があったものの、米中間の通商交渉で部分的な合意に向けて協議が進展し、市場のリスク回避姿勢が後退したことなどを背景に、利回りは上昇（債券価格は下落）しました。

ニュージーランドドルは、ニュージーランドの企業景況感が悪化したことなどが下落要因となったものの、英国と欧州連合（EU）が英国の離脱協定の修正案や離脱期限延期について合意に至り、円への逃避需要が減退したことなどを背景に、円に対して上昇しました。

◎運用概況

ニュージーランドの中期債利回りは上昇（債券価格は下落）した一方、ニュージーランドドルの対円為替レートは上昇しました。月を通してのパフォーマンスはプラスとなりました。

当ファンドでは、ニュージーランドドルの組み入れを高位としました。

米国と中国の通商政策問題から、製造業を中心に世界的に景気が減速しています。そんな中、ニュージーランドの景気は、高い移民流入と個人消費を背景としたサービス業を中心に安定した水準を維持しているものの、ニュージーランドの中央銀行であるRBNZは、世界的な景気減速の国内経済への波及を警戒し、金融緩和的な方針を打ち出しています。

すでに金融緩和は一旦織り込まれ、今後は金融緩和の波及効果が堅調な国内景気の下支えとなり、世界的な緊張緩和の流れの中でニュージーランドドルも安定して推移する見通しです。

一方、他の先進国で利下げ観測が一服した中、相対的に金利が高いニュージーランドドル建債券には、引き続き安定した需要が見込まれます。

ポートフォリオでは、全体のデュレーション（金利感応度）の長期化を維持しました。また債券種別では、国債と比較して投資妙味の高いニュージーランドドル建ての社債等の比率を高位に維持しました。

現在ニュージーランド市場に関係のあるリスクとして、引き続き米中を中心とした通商問題の悪化によるリスクオフ、中国や香港を中心としたアジア景気の減速に注意が必要と考えます。

◎今後の投資方針

ニュージーランド国債の利回り曲線の形状や、国債と州債の利回り格差、事業債に関してはその信用力と国債との利回り格差などを分析したうえで、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指します。また、信託期間が2019年12月18日までのファンドですが、2019年12月4日以前の営業日において、基準価額（分配金加算ベース）が一度でも11,500円以上となった場合には、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。繰上償還されず、2019年12月5日の基準価額（分配金加算ベース）が10,500円未満の場合には、信託期間を3年延長します。その場合、2019年12月以降の各月末最終営業日に判定を行ない、基準価額（分配金加算ベース）が10,500円以上となった場合には繰上償還します。信託期間延長後においても、信託期間終了日から起算して10営業日前の基準価額（分配金加算ベース）が10,500円未満の場合には、信託期間をさらに3年延長し、それ以降も、同様の基準に基づいて信託期間延長の有無を判定します。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

■当資料は、日興アセットマネジメントが当ファンドの運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。